


2026年5月24日
大阪開催

合格をつかみ取る！

**法改正 & 模試活用法 &
残り3か月の勉強法**

最短最速非常識合格法
クレアール社労士講座 専任講師
神野 沙樹

はじめまして、神野 沙樹(かみのさき)です

クレアールアカデミー専任講師
ニースル社労士事務所 代表 



- ・機械メーカー、コンサルティング会社
勤務を経て2010年に社労士事務所を起業
- ・大阪会（西支部）所属

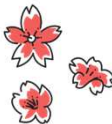
著書：会社の超基本
(飛鳥新社)

YOUTUBE：
・社長のミカタ
・世界一わかりやすい就業規則

受験ブログ「さくらとひまわりのお花見日和」

早速ですが・・・


**今日ご参加いただいた
理由・きっかけは
なんですか？**



今日のセミナーの目的

2026年 合格必達

- ①法改正問題で**1点**GETする
- ②模試の活用で各科目**2点**底上げする
- ③よし！残り**3ヵ月**走り切るぞ！



今日のセミナーの内容

1. 2025-2026年**法改正**
押さえておきたい部分をチェック
2. Let's**模試活用**！
～模試を活かしきる方法
3. 残り**3ヵ月**の過ごし方・勉強法

今日のセミナーの内容

1. 2025-2026年**法改正**
押さえておきたい部分をチェック
2. Let's**模試活用**！
～模試を活かしきる方法
3. 残り**3ヵ月**の過ごし方・勉強法

法改正にどう対応する？

【大切なこと】

法改正は「**深入り**」しない
 ↓
 出題されない可能性も高い
 &
 出題されても、基本的な内容
 = 「出されたらラッキー」

法改正をチェック！

P.2～5 計21問を
 解いてみましょう

【14分】

問1 労働基準法

A：1年以上10年以下の拘禁刑
 B：20万円以上300万円以下の罰金

懲役
 禁錮刑

拘禁刑

※刑務作業の「義務」がなくなった

問2・3 労働安全衛生法

問2 A：その他の仕事を
 他人に請け負わせる

問3 A：同一の場所において

問2・3 事業者等の責務（安衛法3条,4条）

主体	義務/努力	条文
事業者		
注文者		
労働者		
機械等の設計者等		

問2・3 事業者等の責務（安衛法3条,4条）

主体	義務/努力	条文
事業者	義務	<ul style="list-style-type: none"> 安全と健康を確保するようにしなければならない 国が実施する施策に協力するようにしなければならない
注文者		<p>その他の仕事を他人に請け負わせる者</p> <p>安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない</p> <p>施工方法、作業方法、工期、納期等</p>

問2・3 事業者等の責務（安衛法3条,4条）

主体	義務
労働者	<p>事業者その他の関係者が実施する措置に協力するように努めなければならない</p> <p>努力</p>
機械等の設計者等	<p>労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない</p>

および労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するもの

問4・5 労働安全衛生法

問4 A：登録設計審査等機関

問5 A：特性
B：講ずるよう
努めなければならない

問6 労災保険法

A：330,000
B：30
C：60

<葬祭料>
 次の①または②のうち、いずれか高い方の額
 ①330,000円+給付基礎日額の30日分
 ②給付基礎日額の60日分

葬祭料は「通常葬祭に要する費用」を考慮して **？** が定める金額とする。

問6 労災保険法

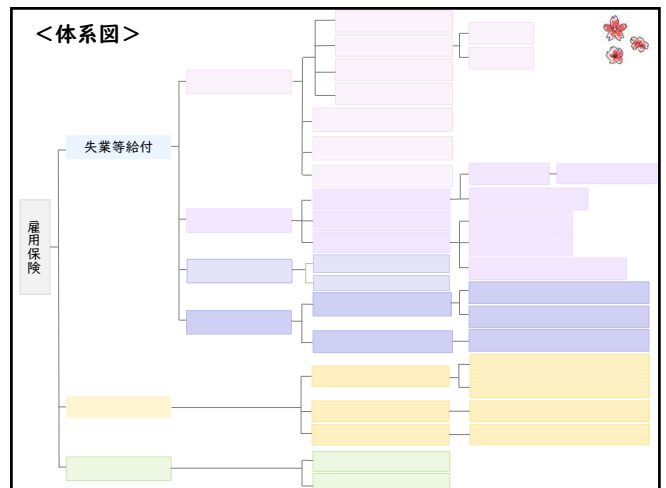
A：330,000
B：30
C：60

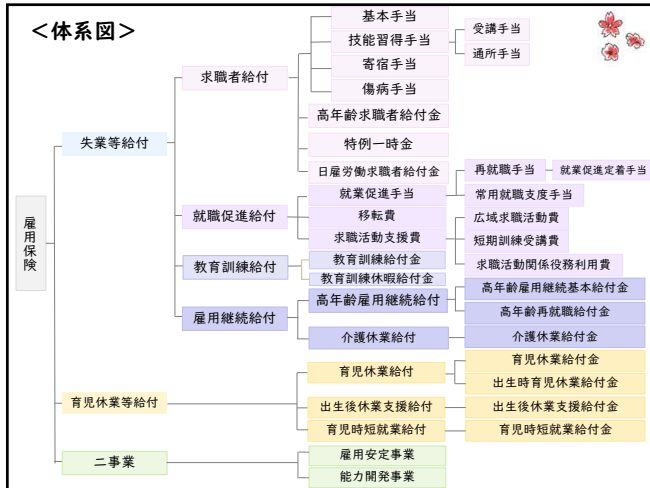
<葬祭料>
 次の①または②のうち、いずれか高い方の額
 ①330,000円+給付基礎日額の30日分
 ②給付基礎日額の60日分

葬祭料は「通常葬祭に要する費用」を考慮して **厚生労働大臣**が定める金額とする。

問7 雇用保険法

A：教育訓練休暇給付金
B：4分の1
C：40分の1
D：なし





問7 雇用保険法

<教育訓練休暇給付金>

誰が **一般被保険者**

どんな場合に **就業規則等に定めるところにより設けられた制度に基づき、自発的に教育訓練休暇を取得した場合**

一の休暇期間について

① 日以上の無給の休暇
+

② の承認を受けたもの

問7 雇用保険法

<教育訓練休暇給付金>

誰が **一般被保険者**

どんな場合に **就業規則等に定めるところにより設けられた制度に基づき、自発的に教育訓練休暇を取得した場合**

一の休暇期間について

連続した30日以上は無給の休暇
+

② の承認を受けたもの

問7 雇用保険法

<教育訓練休暇給付金>

誰が **一般被保険者**

どんな場合に **就業規則等に定めるところにより設けられた制度に基づき、自発的に教育訓練休暇を取得した場合**

一の休暇期間について

連続した30日以上は無給の休暇
+

事業主の承認を受けたもの

問7 雇用保険法

<教育訓練休暇給付金>

受給期間 **休暇開始日から起算して1年間**

給付日数

算定基礎期間に相当する期間	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
所定給付日数に相当する日数	90日	120日	150日

問8 労働保険徴収法

A : 135,000

①賃金総額 × ②保険料率 (労災保険率・雇用保険率) = 一般保険料

問8 労働保険徴収法

＜令和8年度の雇用保険料率＞
 (赤字は変更部分)

事業の種類	負担者		事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	②	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 酒造製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

問9・10 健康保険法


問9 A：子ども・子育て支援納付金
B：子ども・子育て支援金
C：被保険者の総報酬額の総額

問10 A：3

問10 健康保険法

一言で言うと… **医師偏在対策**

外来の医師が多い地域
**病床を持たない診療所の
 開設者or管理者**



**不足する医療機能を
 担ってくれる？【要請】**

知事

要請に応じず「勧告」されたら…
保険医療機関/保険薬局の指定→3年限定！

問10 健康保険法

しかも… **指定の有効期間の更新のみなし規定
 の適用もナシ！**

【健保法68条2項】
 保険医療機関（病院及び病床を有する診療所を
 除く）又は保険薬局であって厚生労働省令で
 定めるもの（**いわゆる個人開業医、個人薬局**）
 については、その指定の効力を失う日前6月から
 同日前3月までの間に、**別段の申出（指定を
 受ける意思のないことについての申出）がない
 ときは、指定の申請があったものとみなす。**

問11 国年・厚年共通

問11：○

問11 国年・厚年共通

＜遺族基礎年金 支給要件＞

①～③のいずれかに該当する者が死亡したとき、
 その者の死亡の当時その者によって**生計を維持
 していた子のある配偶者又は子に支給。**

死亡した者の要件	(保・納)要件
① 被保険者である者	必要
② 被保険者である者が「 老齢基礎年金の受給権者が 死亡したとき 」が削除	
③ (保)納付済期間+(保)免除期間 =25年以上	不問

問11 国年・厚年共通

<遺族基礎年金 支給要件>

①～③のいずれかに該当する者が死亡したとき、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた子のある配偶者又は子に支給。

死亡した者の要件	(保・納)要件
① 被保険者である者	必要
② 被保険者である者 国内	
「老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき」が削除	
③ (保)納付済期間+(保)免除期間=25年以上	不問

問11 国年・厚年共通

<遺族基礎年金 支給要件>

①～③のいずれかに該当する者が死亡したとき、その者の死亡の当時その者によって生計を維持していた子のある配偶者又は子に支給。

死亡した者の要件	(保・納)要件
① 被保険者である者	合算OK
② 被保険者である者 国内	
・合算対象期間 ・65歳に達した日の属する月以後の厚年(被)期間	
③ (保)納付済期間+(保)免除期間=25年以上	不問

問12・13 国民年金法

問12 A: 昭和50年4月1日
 B: 65歳以上70歳未満

問13 A: 17,920
 B: 17,000
 C: その額に5円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げ
 D: 名目賃金変動率

問14 厚生年金保険法

問14 A: 25000

①総報酬月額相当額 60万円 + ②基本月額 10万円 - ③支給停止調整額 65万円

$\times \frac{1}{2} = 25,000円$

↑支給停止基準額

問15 厚生年金保険法

問15 A: 5

問16・17 労一（労働施策総合推進法）

問16 A: 国
問17 A: 治療

【治療と就業の両立支援】
 厚生労働大臣「治療と就業の両立支援指針」を定め・公表

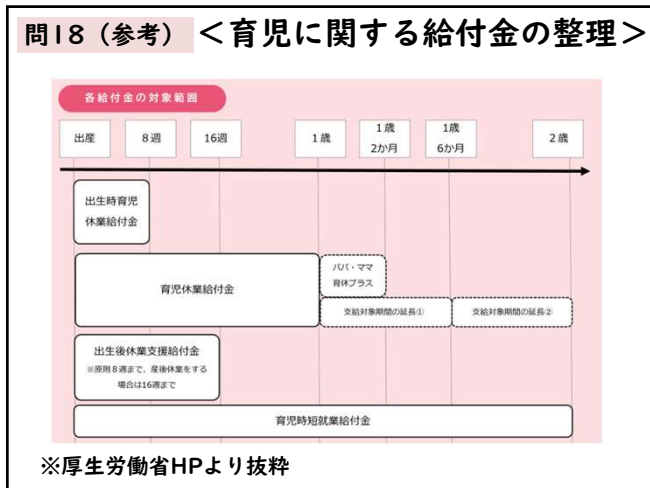
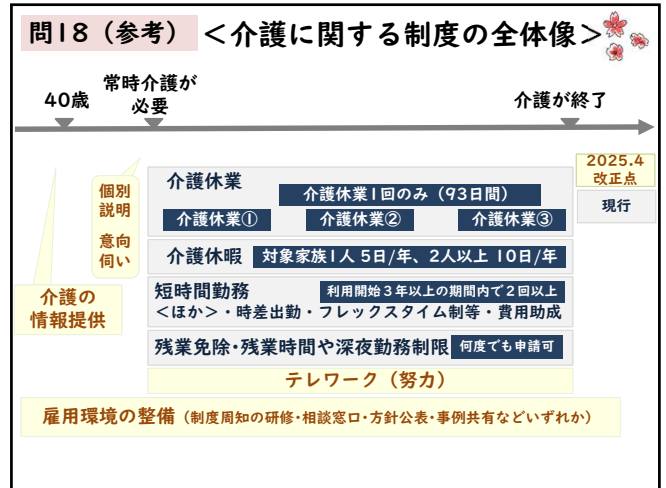
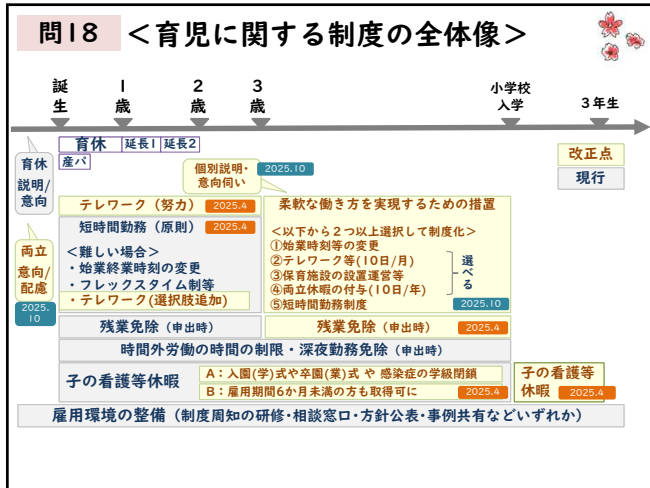
安衛法(事業場における健康保持増進のための指針)と調和が保たれたもの

問18 労一（育児介護休業法）

問18 A: 小学校就学の始期に達する
 B: 2

【柔軟な働き方を実現するための措置】

- ① 始業時刻変更・時差出勤
- ② 在宅勤務等
- ③ 育児のための所定労働時間の短縮措置
- ④ 労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための休暇
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための措置として厚生労働省令で定めるもの



問19 労一 (女性活躍推進法)

問19 A: 100

問20・21 社一 (社会保険労務士法)

問20 A: 適切な労務管理の確立
 B: 個人の尊厳が保持
 C: 豊かな国民生活

問21 A: 監査

今日のセミナーの内容

- 2025-2026年法改正
押さえておきたい部分をチェック
- Let's模試活用!
～模試を活かしきる方法
- 残り3か月の過ごし方・勉強法

みなさんに質問です!

模試 は申し込んでいますか?

模試を受ける(受けた)ときに
肝に銘じたいこと

↓

「模試を受けるだけ」で
点数は伸びません!

模試を活かす方法①

☑ 毎回「目的」を設定する

模試は何のために受けますか？

力試し (レベル把握)	場慣れ	選択式や 法改正対策
時間配分/ 解く順番	休憩の入れ方	筆記用具 昼ごはんなど

模試を活かす方法②

☑ 解くときのルールを決めておく

模試を解く前に
あらかじめ考えておくこと

① 解く順序 ・労基・健保 ・年金科目	② 時間配分 デッドライン /記録	③ 転記の方法 ・科目ごと ・全体
---------------------------	-------------------------	-------------------------

模試を活かす方法③

☑ 徹底的に復習する

「基本問題で落としたところを
必ず復習しましょう！」

質問 みなさんは
具体的に「どの問題を」
「どのように」復習しますか？

模試を活かす方法③

	得点	平均	偏差値	順位
選択式	35	28.9	60.0	74
択一式	53	40.9	60.7	78
合計	88	69.8	61.0	73

科目	得点	平均	偏差値	順位
労働基準法及び労働安全衛生法	4	3.5	54.3	137
労働者災害補償保険法	5	3.9	59.3	1
雇用保険法	4	3.0	57.6	90
労務管理その他の労働に関する一般常識	5	3.7	60.9	1
社会保険に関する一般常識	4	2.8	60.6	43
健康保険法	5	4.0	58.4	1
厚生年金保険法	4	3.6	53.5	191
国民年金法	4	4.3	46.4	395

科目	得点	平均	偏差値	順位
労働基準法及び労働安全衛生法	5	5.5	47.0	352
労働者災害補償保険法	9	8.2	63.4	23
雇用保険法	8	5.8	61.0	54
労務管理その他の労働に関する一般常識	8	5.3	62.4	43
健康保険法	8	5.7	60.2	78
厚生年金保険法	8	5.9	58.8	100
国民年金法	7	6.4	52.7	243

模試を活かす方法③

解答	正答	正誤	正答率	
1	B	B	○	93.9%
2	C	C	○	49.5%
3	D	D	○	51.6%
4	D	C	×	43.8%
5	D	D	○	86.2%
6	B	D	×	24.3%
7	A	B	×	43.0%
8	C	E	×	53.8%
9	A	C	×	62.6%
10	B	B	○	43.3%

優先順位【高】

50%以上
(多すぎるなら
%高いところから)

模試を活かす方法③

優先度高い問題で間違えた問題

問題番号	正答	自分の解答	正誤	正答率
1	B	B	○	93.9%
2	C	C	○	49.5%
3	D	D	○	51.6%
4	D	C	×	43.8%
5	D	D	○	86.2%
6	B	D	×	24.3%
7	A	B	×	43.0%
8	C	E	×	53.8%
9	A	C	×	62.6%
10	B	B	○	43.3%

模試を活かす方法③

優先度【高】の問題、どう復習する？

- ① その問題を解きなおす
- ② テキストで確認する

言っている事がわからない

周辺過去問の解き直し

過去問(or答練)に貼り付けて再度解く

まとめ

- ✓ 毎回「目的」を設定する
- ✓ 解くときのルールを決めておく
- ✓ 徹底的に復習する

模試は…

本試験を平常心で受けるための練習台です！

今日のセミナーの内容

- 2025-2026年法改正
押さえておきたい部分をチェック
- Let's模試活用！
～模試を活かしきる方法
- 残り3か月の過ごし方・勉強法

みなさんに
質問です！

いくつ、当てはまりますか？

- ① 一問でも一分でも多く問題に触れていたい！
- ② 問題が解けて楽しい！と思える瞬間がある
- ③ いま取り組むべき勉強は何か、自分で分かっている
- ④ 胸を張って堂々と「勉強頑張ってる！」と言える
- ⑤ 2026年、絶対に合格する！

ご安心ください！
すべて○の人の方が少ないです

…が、合格する方はこんな感じです。

まだまだ伸びしろがありますね！

社労士試験 合格までの道のり

4月 5月 6月 7月 8月 本試験 (8/23)

講義(科目ごと) | 横断 | 法改正 | 白書 | 直前

ハイレベル答練 | 模試 | 答練繰返し

過去問演習

平日: 2時間/日、
休み: 5～6時間/日
週25時間確保

平日: 2～3時間/日、
休み: 6～8時間/日
週30時間確保

社労士試験 合格までの道のり

考えてみましょう!

1週間30時間 確保しようとする?

月	火	水	木
金	土	日	

社労士試験 合格までの道のり

4月 5月 6月 7月 8月 本試験 (8/23)

- とにかく付いていこう
- 「この問題分かる!」が少し増える
- メイン+サブ科目で並行学習
- 解くスピードがあがったかな!?
- 解けて楽しい!
- 血回し状態
- 頭の中は社労士試験
- 早く受験したい

超直前期【ゴールデンタイム】

不安をかき消すためにとにかく問題を解く

今日のセミナーの内容

- 2025-2026年法改正
押さえておきたい部分をチェック
- Let's模試活用!
～模試を活かす方法
- 残り3か月の過ごし方・勉強法

今日のセミナーの目的

2026年 合格必達

- ①法改正問題で1点GETする
- ②模試の活用で各科目2点底上げする
- ③よし! 残り3ヵ月走り切るぞ!

(振り返り)

早速ですが・・・

今日お越しいただいた理由・きっかけはなんですか?

最後に・・・

2026年
合格宣言をしましょう！

「合格したい」ではなく
「します」と言い切りましょう

お疲れさまでした



最後までご参加くださり
ありがとうございました。

本日の内容が、
少しでもお役に立てれば幸いです。

一緒に「合格をつかみとり」しましょう！



クレアール社労士講座 専任講師
社会保険労務士 神野 沙樹

Fin